

報告第 1 号

新町名候補選定小委員会経過報告について

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第 7 条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

平成16年 5月 20日

檜山北部3町合併協議会

会長 内 田 東 一 様

新町名候補選定小委員会委員長 花 田 千賀志

第1回新町名候補選定小委員会経過報告について

平成16年5月18日、第1回新町名候補選定小委員会を開催したので、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

第1回新町名候補選定小委員会経過報告書

1 第1回新町名候補選定小委員会の開催日時等

- ・開催日時 平成16年5月18日(火)午後3時~午後5時
- ・開催場所 北檜山町役場第1委員会室
- ・出席委員 10名出席(内 代理出席1名)

2 協議内容

協議項目		結 果
1	委員長及び副委員長の互選について	委員長 花田 千賀志(大成町長) 副委員長 柳田 眞(瀬棚町議長) をそれぞれ選出した。
2	新町名の候補の選定方法について	公募で選定する方法に決定した。
3	新町名募集要領について	別紙のとおり募集要領を決定した。
4	新町名候補選定基準について	別紙のとおり選定基準を決定した。
5	新町名候補選定スケジュールについて	別紙のとおり候補選定に係るスケジュールを決定した。
6	新町名の名称募集チラシについて	別紙のとおり名称募集チラシを作成することに決定した。
7	郡の名称の検討について (委員からの提案事項)	付託案件以外であるが、新町名候補選定小委員会運営要綱第2条第3項の規定により、新町名に関し必要な事項であることから、当小委員会において協議検討することとした。

議案第 1 号

新町建設計画策定小委員会運営要綱について

檜山北部 3 町合併協議会規約第 11 条第 2 項の規定に基づき、新町建設計画策定小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。

平成 16 年 5 月 28 日提出

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一

新町建設計画策定小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、新町建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における新町のまちづくりプラン(新町建設計画)の作成について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

新町建設計画策定小委員会委員名簿

支庁・町名	氏名	備考
大成町	花田千賀志	町長
	大野忠勝	議会議員
	朝倉満	町民代表
瀬棚町	平田泰雄	町長
	濱口勝利	議会議員
	用名要一	町民代表
北檜山町	内田東一	町長
	斉藤洋一郎	議会議長
	中山修身	町民代表
檜山支庁	小田千秋	地域政策部長

協議第7号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	新町に1つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 合併後の選挙委員の定数は法定定数とする。

平成16年 5月 28日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

協議第 8 号

地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	地 方 税 の 取 扱 い
調整の内容	<p>3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)個人町民税については、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 個人町民税均等割は、標準税率を適用する。</p> <p>イ 納期は、瀬棚町の例による。</p> <p>(2)固定資産税の納期については、大成町の例による。</p> <p>(3)特別土地保有税免税点については、北檜山町の例による。</p> <p>(4)入湯税については、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 税率は、宿泊客に標準税率を適用する。入浴客は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併後3年間は不均一課税とする。</p> <p>イ 課税免税は、類似団体を参考に合併時に調整する。</p> <p>(5)納税奨励金は廃止する。</p>

平成 16 年 5 月 2 8 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

協議第9号

一般職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

一般職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	一般職員の身分
調整の内容	(1) 3町の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 (2) 新町の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (3) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化から調整し、統一を図る。 (4) 給与については、国給料表を基準とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

平成16年 5月 28日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

協議第 1 2 号

条例、規則等の取扱いについて（協定項目 1 2）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	条例、規則等の取扱い
調整の内容	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会において協議された各種事務事業等の調整内容に基づき統一を図り、新町の事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。</p> <p>整備方法は、「条例、規則等の整備方針」に基づき調整を行うものとする。</p>

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第15号

慣行の取扱いについて（協定項目15）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	慣行の取扱い
調整の内容	

平成16年 5月28日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一